

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2021年2月25日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 2/25

● イスラエル当局による新型コロナウイルス関連の水際措置について、新たな発表事項を反映して更新しましたので、お知らせします。

以下、[] 内は予定されている措置の期限です。期限付の措置であっても、更に延長される可能性がありますので、御注意ください（以下5以外の各項については、【参考情報】イも御参照）。

1 テルアビブ（ベン・グリオン）国際空港着発の外国航空会社便運航の原則停止 [3月6日（土）まで14日間延長]（【参考情報】オの2月7日付け領事メール御参照）

（首相府、保健省及び運輸省共同発表、ヘブライ語）

https://www.gov.il/he/departments/news/spoke_joint180221b

（これまでの出入国規制措置等に関する首相府発表、英語）

<https://www.gov.il/en/departments/news/05022021-02>

【更新】イスラエル航空運航の特別便がフランクフルトに毎日一往復、その他フランクフルト、ニューヨーク等にルフトハンザ、エル・アル航空、アメリカン航空等の便がそれぞれ週3～4便程度運航されている模様です。これらの便を利用して日本への帰国・日本からの入国を御検討の方は、日本との間の乗継便の有無及び乗継地での預入荷物の取扱いを確認する必要があります（フランクフルト国際空港については、預入荷物のスルーチェックインが不可の場合、機内持込手荷物（キャビンバゲージ）のみとする必要がありますので、御注意ください）。

【以下、変更】なお、イスラエル政府は2月14日（日）、いったんは上記運航停止措置を一部緩和し、一日当たり2千人までの空路入国に必要な範囲で外国航空会社のテルアビブ（ベン・グリオン）国際空港着発便の運航を認める方針を示しましたが、再度方針転換し、イスラエル外務省によると、24日

（水）現在、引き続き一日当たり600人までの入国制限が維持されており、政府内では変異株の感染拡大防止等の観点からこれを更に強化し、一日当たり200人までに縮小する案が検討されているとのことです。同案が実施されると、テルアビブ国際空港着発便のうちルフトハンザ等の外国航空会社便は、大幅に減便される可能性が高まります。イスラエル出入国を御検討の方は、各外国航空会社のウェブサイト等で運航状況をよく御確認ください。

2 空・陸・海路での出入国制限措置 [3月6日(土)まで]

非イスラエル人・非永住者のイスラエル出国に関しては、当館がイスラエル外務省に確認したところ、例外委員会への申請・承認取得は不要とのことです。非イスラエル人・非永住者のイスラエル入国に関しては、一定の条件で例外的に認められていますが、詳細は例外委員会に照会し、求めがあれば例外申請を行う必要があります。イスラエル入国については、以下5も参照ください。

(首相府、保健省、運輸省共同発表、ヘブライ語)

https://www.gov.il/he/departments/news/spoke_joint100221

(例外委員会への申請フォーム、ヘブライ語)

<https://govforms.gov.il/mw/forms/ExceptionsRequest@morc.gov.il>

【以下、更新】陸路での出入国については、イスラエル・ヨルダン間の「ヨルダン川検問所(ベイト・シェアン付近)」経由でのイスラエル出国又はイスラエル国内にある永住地に戻るための入国が認められています。

このほか、国連アクセス調整ユニット(ACU)によると、非イスラエル人・非永住者については、ジェリコ近郊のアレンビー(キング・フセイン)橋経由での出国も可能となっており、同橋経由ヨルダンへの出国者数は一日当たり500人まで、平日の午前8時から午後1時まで(金曜日及び土曜日は閉鎖)運用されているとのことです。

ヨルダン入国のためには、入国前72時間以内のPCR検査陰性証明と事前のオンライン申請・登録が必要とされていますが、オンライン申請・登録については、入国当日中にアンマン国際空港に直行し、同日に出発する航空便の航空券(Eチケット)を所持していれば免除されるとのことです。ただし、アレンビー橋通過時には、荷物を含め専用のバス等により乗り換える必要があり、ヨルダン入国後のアンマン国際空港までの移動手段も別途確保しておく必要があるため、御注意願います。

(ヨルダン入国のための事前オンライン申請・登録サイト)

<https://www.gateway2jordan.gov.jo/index.html>

3 出入国前のPCR検査受検・陰性証明の取得及び入国時の空港等でのPCR検査受検

a イスラエルからの出国時

イスラエルを出国するすべての者は、出国先を問わず、航空機の離陸前72時間以内に実施したPCR検査の陰性証明を携行・提示する必要があります(2月8日付け領事メール御参照)。

(保健省発表文、英語)

<https://www.gov.il/en/departments/news/07022021-02>

(イスラエル国内におけるPCR検査について)

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100151657.pdf>

b イスラエルへの入国時

イスラエルに向けて滞在国を出発する前72時間以内にPCR検査を受検し、陰性証明を取得する必要があります。イスラエル国内で2回の新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者及び既に同ウイルスに感染して回復した者についても、2月14日（日）以降、一律に事前検査証明の取得を求める運用に変更されました。

（首相府発表文、ヘブライ語）

https://www.gov.il/he/departments/news/spoke_joint_statement090221

空路のみならず、陸路及び海路で入国する者も、上記の出発前の検査証明を取得する必要があります（人道的又は特別な個人的必要性による入国の場合を除く。）。これに違反した場合、2,500 シェケルの罰金が科せられます。また、イスラエルへ入国する者は、入国時に空港等でPCR検査を行う必要があります（検査を実施する場所がない国境検問所経由で入国する場合、政府指定の隔離場所において実施。）、これに違反した場合には3,500 シェケルの罰金が科せられます。

（首相府、保健省、運輸省共同発表、英語）

<https://www.gov.il/en/departments/news/10022021-03>

4 出入国前のオンライン・クリアランスの実施

a イスラエル出国前24時間以内及びb イスラエルに向けて滞在国を出発する前24時間以内に、オンライン・クリアランスを実施する必要があります。クリアランスのデジタルデータ又はハードコピー（できれば両方が望ましい）を保管し、空港入構時及び航空便搭乗時に、航空券と一緒に携行する必要があります。

a Outbound passenger clearance 及び送信フォーム (Exit From Israel)

<https://www.gov.il/en/service/request-depart-from-israel-covid19>

<https://govforms.gov.il/mw/forms/ExitFromIsrael@health.gov.il?displang=en>

b Inbound passenger clearance 及び送信フォーム (Israel Entry Report)

<https://www.gov.il/en/service/request-entry-to-israel-covid19>

<https://govforms.gov.il/mw/forms/Quarantine@health.gov.il?displang=en>

5 イスラエル入国のための(再)入国許可証の取得

これまで、イスラエルに新規に入国される方、日本に一時帰国した後イスラエルに戻る在留邦人の方のいずれについても、イスラエル国内の（在留邦人についてはイスラエル国内の居住地最寄りの）内務省支所にある入国管理局等に十分余裕をもって事前に相談し、（再）入国許可証を取得することとなっております。新規入国に関しては、長期駐在・留学等を除き事実上認められていない状

況でした。現在、例外委員会への申請等、出入国関連の新たな措置が導入されたことに伴い、イスラエル当局の発表等のみからは（再）入国のために必要な手続きが必ずしも明確ではありません。日本への一時帰国又は一時帰国からイスラエルに戻ることを御検討の方は、お手数ですが、イスラエル関係当局との間で再入国の要件・手続きを十分御確認ください。

6 イスラエル入国後の隔離（【参考情報】オの2月8日付け領事メール御参照）

【延長】イスラエル外務省及び国連アクセス調整ユニット（ACU）からの連絡によると、イスラエル政府は、入国するすべての者に対する入国後の政府指定ホテルでの隔離措置を暫定的に3月2日（火）まで延長（期間変更の可能性あり）することを決定したとのことです。

（保健省発表、ヘブライ語）

<https://www.gov.il/he/departments/news/18022021-03>

入国時にPCR検査を受検した後（上記3のb）、イスラエル政府が指定するホテルで14日間隔離されますが、9日目に2回目のPCR検査を受けて陰性であれば、隔離期間が10日間に短縮されます。

また、保健省は、2月4日から新型コロナウイルス・ワクチン接種完了証明書の発行に関する新しい施策を開始し、同証明書の所持者については上記の隔離を免除するとしています。

（保健省発表文、英語）

<https://www.gov.il/en/departments/news/04022021-05>

（隔離期間の短縮、英語）

https://www.gov.il/en/departments/guides/corona-quarantine?utm_source=go.gov.il&utm_source=go.gov.il&utm_medium=referral&utm_medium=referral&chapterIndex=9

（同証明書申請サイト）

<https://corona.health.gov.il/green-pass/>

（帰国者のホテル隔離とその免除の申請：National Emergency Portal）

<https://www.oref.org.il/12578-17132-en/Pakar.aspx>

【参考情報】

ア 出入国規制措置等に関する保健省発表（英語）

<https://www.gov.il/en/departments/news/05022021-02>

イ National Emergency Portal 内の「Guidelines for those traveling abroad and arriving Israel」（英語）

<https://www.oref.org.il/12605-17129-en/Pakar.aspx>

ウ イスラエル保健省（英語）

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

エ National Emergency Portal（英語）

<https://www.oref.org.il/en>

オ 新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html

カ 新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100090369.pdf>

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP:

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>